

# 空 手 道 競 技

## KARATEDO

1. 主 催 公益財団法人日本体育協会 秋田県 公益財団法人秋田県体育協会  
公益財団法人全日本空手道連盟 秋田市

2. 主 管 秋田県空手道連盟

3. 期 日 平成 28 年 9 月 24 日(土)から 26 日(月)まで(3 日間)

| 種 別 | 9 月 24 日(土)                | 9 月 25 日(日)                  | 9 月 26 日(月)                  |
|-----|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 男 子 | 組手(1・2 部)<br>形(2 部)<br>個人戦 | 組手(3・4 部)<br>形(3・4 部)<br>個人戦 | 組手(5・6・7 部)<br>形(1 部)<br>個人戦 |
| 女 子 | 組手(1 部)<br>形(1 部)<br>個人戦   | 組手(2・3 部)<br>形(2 部)<br>個人戦   | 組手(4・5 部)<br>形(3 部)<br>個人戦   |

4. 会 場 秋田県立武道館(〒010-1623 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄 2-2)

5. 種別(種目)及び参加人員(年齢は平成 28 年 4 月 1 日現在のもの)

男子 [組手 1 部] (40 歳～44 歳) [形 1 部] (40 歳～49 歳)  
[組手 2 部] (45 歳～49 歳) [形 2 部] (50 歳～59 歳)  
[組手 3 部] (50 歳～54 歳) [形 3 部] (60 歳～69 歳)  
[組手 4 部] (55 歳～59 歳) [形 4 部] (70 歳以上)  
[組手 5 部] (60 歳～64 歳)  
[組手 6 部] (65 歳～69 歳)  
[組手 7 部] (70 歳以上)  
女子 [組手 1 部] (35 歳～39 歳) [形 1 部] (35 歳～44 歳)  
[組手 2 部] (40 歳～44 歳) [形 2 部] (45 歳～54 歳)  
[組手 3 部] (45 歳～49 歳) [形 3 部] (55 歳以上)  
[組手 4 部] (50 歳～54 歳)  
[組手 5 部] (55 歳以上)

\*各都道府県からの参加選手は、延べ男子 15 名以内、女子 10 名以内とする。

\*男子の各都道府県からの参加は、延べ 15 名以内で、組手の 1 部～7 部は 3 名まで、形の 1 部～4 部は 2 名まで参加することができる。

\*女子の各都道府県からの参加は、延べ 10 名以内で、組手の 1 部～5 部、形の 1 部～3 部とも 2 名まで参加することができる。

\*監督については各都道府県 1 名とする。

## 6. 競技上の規程及び方法

競技は、公益財団法人全日本空手道連盟競技規定に基づき行う。また、競技方法は次の通りとする。

- (1) 男子組手個人戦、女子組手個人戦
  - ①トーナメント方式とする。
  - ②3位決定戦は行わない。
  - ③競技時間はフルタイム2分とする。
  - ④勝負は6ポイント差とする。
- (2) 男子形個人戦、女子形個人戦
  - ①トーナメント方式とする。(旗方式)
  - ②3位決定戦及び敗者復活戦は行わない。
  - ③1回戦は、形競技規定に定める第1指定形の中から選ばなければならない。
  - ④2回戦は、形競技規定に定める第2指定形の中から選ばなければならない。
  - ⑤3回戦以降は、形競技規定に定める得意形の中から選ばなければならない。
  - ⑥選手は、回戦ごとに異なる形を演じなければならない。

(注)形名については全日本空手道連盟競技規定に定める通りとする。
- (3) 審判員は、全日本空手道連盟が編成した大会審判団による。

## 7. 参加資格、年齢基準及び所属都道府県

全日本空手道連盟会員登録者で、かつ公認段位の所持者であり、下記に該当する者。

- (1) 平成28年4月1日現在で、前記「5. 種別(種目)及び参加人員」に該当する年齢の者。
- (2) 都道府県空手道連盟の選出を受けた者。
- (3) 所属する都道府県に在住または在勤の者。
- (4) 第71回国民体育大会空手道競技会(都道府県大会、ブロック大会を除く)に選手として参加する者は、日本スポーツマスターズ2016空手道競技会に選手として参加することはできない。
- (5) 監督については、全日本空手道連盟公認全国・地区審判員と日本体育協会公認空手道指導員・上級指導員・コーチ・上級コーチのいずれかの資格を有する者。
- (6) 選手は監督を兼ねることができる。
- (7) 監督、選手を兼ねている者が出場する場合、その競技のみの臨時の監督を当該県から出すことができる。但し、上記(5)の資格を有するものとし、事前に競技委員長に別紙申請書により申し出る義務を有する。(臨時監督のIDは用意しない)

## 8. 表彰

- (1) 各種目(部)の第1位から第3位までの者に、それぞれ記念品を授与する。
- (2) 各種目(部)の第1位から第8位までの者に、それぞれ賞状を授与する。

## 9. 参加料

1人5,000円(監督専任者を除く)

\*納入後の参加料は返金しない。

\*地震・風水害等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。

## 10. 参加申込方法

(1) 参加希望者は、所定用紙に必要事項を記入し、都道府県空手道連盟に申込む。

(2) 都道府県空手道連盟は、参加資格、種目年齢の規定に従い、所定の参加申込書を4部作成し、平成28年7月15日(金)必着にて、1部を所属都道府県体育協会に、2部を全日本空手道連盟に、1部を秋田県空手道連盟に送付する。

なお、参加料は都道府県空手道連盟が取りまとめて、参加申込と同時に全日本空手道連盟に納入する。

(3) 参加申込み締切り後の選手の交代は、認めない。

## 11. 参加上の注意

(1) 形・組手競技とも選手は、全日本空手道連盟認定の青・赤帯を着用するものとする。(帯は各自で用意すること。主催者側では用意しない。)また、組手競技では、危険防止のため全日本空手道連盟指定の安全具(ニューメンホー[V以上]、拳サポーター[赤・青]、ボディープロテクター、セーフティーカップ「女子は除く」)を各自で用意すること。

(2) 選手の服装は、開始式、競技中、表彰式とも空手衣とするが、監督は全日本空手道連盟検定ジャージとする。なお、監督のIDカードは、主催者が用意する。

(3) 選手は、自ら健康診断を受診する等の健康状態の把握に努めること。また、競技実施前、実施中に体調の変化を感じた場合には、自ら競技の棄権を申し出ること。

(4) 事故発生の場合、主催者は応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

(5) 大会選手の大会期間中の偶然かつ急激なケガを補償するため、日本体育協会にて傷害保険に加入する(※1)。なお、選手各人においても、別途傷害保険に加入することが望ましい。

(6) 選手は、保険証を持参すること。

(7) 緊急時対応のため、各チームの監督は全参加者の緊急時連絡先を把握しておくこと。

(8) 薬を常時服用している場合、服用している薬が分かるもの(お薬手帳等)を必ず携行すること。

(9) 胸マークは、各都道府県名を表記した下記規格のものを左胸に堅く縫着する。

①サイズは、縦20cm×横10cm以内とする。

②文字は、楷書体・黒色・縦書きとする。

(10) ゼッケン(※2)を道着の背部に縫着すること(マジックテープ等での仮止めは不可)。

ゼッケンは全日本空手道連盟で作成し、8月下旬ごろに都道府県空手道連盟に送付する。

※1 大会期間中に設置された救護所で応急処置を受け、救護所に配置された「救護台帳」に必要事項の記入がなされた方が原則として補償の対象となる。

※2 9月上旬になってもゼッケンが未着の場合は必ず全日本空手道連盟に問い合わせること。

## 12. 宿泊・交通申込について

全日本空手道連盟は、日本体育協会より配布される宿泊・交通・弁当案内を都道府県空手道連盟に送付し、都道府県空手道連盟は参加申込者に配布する。参加申込者は、宿泊・交通・弁当申込書に必要事項を明記の上、巻末の旅行会社に送付する。

## 13. その他

### (1) 組合せ抽選会

日 時／平成 28 年 8 月 8 日(月) 14 : 00～

会 場／公益財団法人全日本空手道連盟

〒135-8538 東京都江東区辰巳 1-1-20 日本空手道会館 Tel 03-5534-1951

### (2) 審判会議

日 時／平成 27 年 9 月 18 日(金) 15 : 00～15 : 30

会 場／秋田ビューホテル

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-6-1

TEL (018)832-1111 FAX (018)832-0037

### (3) 監督会議

日 時／平成 27 年 9 月 18 日(金) 15 : 30～16 : 00

会 場／秋田ビューホテル

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-6-1

TEL (018)832-1111 FAX (018)832-0037

### (4) 本部宿舎

ホテルメトロポリタン秋田(本部役員)

〒010-0001 秋田県秋田市中通 7-2-1

TEL (018)831-2222 FAX (018)831-2290

リッチモンドホテル秋田駅前(審判員)

〒010-0001 秋田県秋田市中通 2-2-26

TEL (018)884-0055 FAX (018)884-0056